

令和4年第2回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和4年6月

目 次

承認案第 8 6 号	専決処分の承認について…………… 1 (都市部区画整理課)
承認案第 8 7 号	専決処分の承認について…………… 3 (財務部市民税課・資産税課)
承認案第 8 8 号	専決処分の承認について…………… 5 (財務部資産税課)
議案第 9 2 号	財産の取得について…………… 7 (消防局消防総務課)
議案第 9 3 号	財産の取得について…………… 8 (消防局警防課)
議案第 9 4 号	財産の取得について…………… 9 (消防局警防課)
議案第 9 5 号	財産の無償譲渡について…………… 10 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第 9 6 号	財産の無償貸付けについて…………… 11 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第 9 7 号	請負契約の締結について…………… 12 (こども未来部保育課)

議案第98号	東広島市税条例等の一部改正について……………	14
	(財務部市民税課・資産税課)	
議案第99号	地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について……………	16
	(財務部資産税課)	
議案第100号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について……………	17
	(地域振興部地域づくり推進課)	
議案第101号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正について……………	18
	(健康福祉部国保年金課)	

専決処分の承認について（上告の提起及び上告の受理の申立て）

（都市部区画整理課）

1 専決処分をした理由

に判決が言い渡された、広島高等裁判所

損害賠償請求控訴事件につき、判決の内容に不服があるため上告を提起し、及び上告の受理を申し立てることについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分をしたものである。

2 専決処分の内容

(1) 上告の提起及び上告の受理の申立ての要旨

一審被告本市が施行した東広島都市計画事業西条駅前土地区画整理事業の施行地区内に土地、建物等を所有する一審原告は、当該事業の施行者である一審被告本市により、自己の所有する建物等が違法に移転され、又は除却されたこと等により財産権等が侵害されたとして、損害賠償金を支払わなければならない旨の判決を求めて
に言い渡された判決に対して広島高等裁判所に控訴を提起しており、一審被告本市も当該判決を取り消し、相手方の請求を棄却する旨の判決を求めて控訴を提起していたところ、
に判決の言渡しがあった。

しかしながら、本市は、この判決の内容に不服であるので、当該判決を取り消し、相手方の請求を棄却する旨の判決を求めて上告を提起し、及び上告の受理を申し立てたものである。

(2) 管轄裁判所

最高裁判所

3 専決処分年月日

令和4年4月12日

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

承認案第 87 号

専決処分の承認について（東広島市税条例の一部改正）

（財務部市民税課・資産税課）

1 専決処分をした理由

地方税法の一部が改正され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、東広島市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分をしたものである。

2 専決処分の内容

(1) 改正の内容

ア 法人の市民税

条例において引用している地方税法の条項を整理する。（第 48 条関係）

イ 固定資産税

(ア) 地方税法の一部改正により、課税標準の特例について条例で定めるに当たって参酌すべき割合が改正されたことに伴い、公害防止用設備のうち下水道除害施設に対して課する固定資産税の課税標準を次のとおり改定する。（附則第 10 条の 2 関係）

現 行	改 正
課税標準となるべき価格に 4 分の 3 を乗じて得た額	課税標準となるべき価格に 5 分の 4 を乗じて得た額

(イ) 条例において引用している地方税法の条項等を整理する。（附則第 10 条の 2、附則第 10 条の 3 関係）

(ウ) 商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税の額は、令和 3 年度分の課税標準額に、令和 4 年度の評価額に 100 分の 2.5 を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額を限度とする。（附則第 12 条関係）

(2) 施行期日等

ア 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

イ 経過措置

(ア) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置に関する規定

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された公害防止用設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(イ) 固定資産税に関するその他の規定

令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 専決処分年月日

令和4年3月31日

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

承認案第 88 号

専決処分の承認について（東広島市都市計画税条例の一部改正）

（財務部資産税課）

1 専決処分をした理由

地方税法の一部が改正され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、東広島市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分をしたものである。

2 専決処分の内容

(1) 改正の内容

ア 条例において引用している地方税法の条項を整理する。（附則第 2 項、附則第 13 項関係）

イ 商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税の額は、令和 3 年度分の課税標準額に、令和 4 年度の評価額に 100 分の 2.5 を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額を限度とする。（附則第 4 項関係）

(2) 施行期日等

ア 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

イ 経過措置

令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

3 専決処分年月日

令和 4 年 3 月 31 日

（根拠法令）

地方自治法

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合

合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

- ③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

議案第92号

財産の取得について

(消防局消防総務課)

1 提案の理由

東広島市消防団黒瀬方面隊上黒瀬分団及び中黒瀬分団並びに安芸津方面隊早田原南分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を買入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 品名 小型動力ポンプ付積載車

(3) 数量 3台

3 取得価格

2,427万4,800円

4 相手方

東広島市安芸津町風早3133番地の2

中下モータース有限公司

代表取締役 中 下 智 洋

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第93号

財産の取得について

(消防局警防課)

1 提案の理由

東広島消防署西分署に配備する13メートルブーム付多目的消防ポンプ自動車
を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 品名 13メートルブーム付多目的消防ポンプ自動車

(3) 数量 1台

3 取得価格

1億560万円

4 相手方

広島市中区舟入南三丁目13番3号

株式会社三葉ポンプ

代表取締役 筒井敏之

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければ
ならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは
動産の買入れ若しくは売払い(一略)又は不動産の信託の受益権の買入れ若し
くは売払いとする。

議案第94号

財産の取得について

(消防局警防課)

1 提案の理由

東広島消防署に配備する消防ポンプ自動車を買入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 品名 消防ポンプ自動車

(3) 数量 1台

3 取得価格

3,498万円

4 相手方

東広島市西条町下見3661番地1

赤防株式会社

代表取締役 谷 口 守

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(一略)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第95号

財産の無償譲渡について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

大多田会館の建物を大多田区に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市黒瀬町大多田2606番地3	建物	木造平屋建て	234.39

3 相手方

東広島市黒瀬町大多田2606番地3

大多田区

区長 中 野 恕

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第96号

財産の無償貸付けについて

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

大多田会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市黒瀬町大多田字下竹中2606番3	土地	宅地	512.37

3 貸付期間

令和4年8月1日から令和9年3月31日まで

4 相手方

東広島市黒瀬町大多田2606番地3

大多田区

区長 中 野 恕

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第97号

請負契約の締結について

(こども未来部保育課)

1 提案の理由

令和4年度公立保育所等施設整備事業三津保育所大規模改修工事（建築）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市安芸津町三津

(2) 工事の内容

建築一式工事

ア 増築工事

エレベーター棟

鉄骨造り

2階建て

延べ面積 17.8平方メートル

イ 大規模改修工事

既存園舎棟

鉄筋コンクリート造り

2階建て

延べ面積 923.71平方メートル

(3) 契約金額

1億9,617万4,000円

(4) 契約の相手方

東広島市西条上市町5番26号

楠本建設株式会社

代表取締役 新 開 信 之

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和5年2月28日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

東広島市税条例等の一部改正について

(財務部市民税課・資産税課)

1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る上場株式等の配当所得等の課税方式の見直し、住宅借入金等特別控除の適用期限の延長その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人の市民税

ア 上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させることとする。(第 33 条、第 34 条の 9、附則第 16 条の 3、附則第 20 条の 2、附則第 20 条の 3 関係)

イ 給与所得者又は公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者の氏名の記載を要することとする。(第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 関係)

ウ 所得割の納税義務者に対する住宅借入金等特別控除について、その対象となる居住年を令和 7 年まで延長し、及びその適用期限を令和 20 年度分の個人の市民税までとする。(附則第 7 条の 3 の 2 関係)

(2) 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書

固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所が、登記記録に登録されている者の住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある場合等においてその者から登記官に申出があったときにおける登記所から市長に対して行われる通知に係る者の住所であるときは、当該住所に代わる事項を記載した証明書を交付しなければならないこととする。(第 18 条の 4 関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 個人の市民税に関する規定

(ア) 上場株式等に係る配当所得等の課税方式に関する規定等 令和6年1月1日

(イ) 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に関する規定、住宅借入金等特別控除の適用期限に関する規定等 令和5年1月1日

イ 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書に関する規定 民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(2) 経過措置

ア 上場株式等に係る配当所得等の課税方式に関する規定等 令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

イ 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に関する規定 令和5年1月1日以後に支払を受けるべき給与又は公的年金等について提出する扶養親族等申告書について適用する。

ウ 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書に関する規定 民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる証明書の交付について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 99 号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に
関する条例の一部改正について

(財務部資産税課)

1 改正の要旨

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に合わせて、固定資産税の不均一課税の要件である認定整備計画の認定を受ける期限を令和 6 年 3 月 31 日とするとともに、当該認定を受けた日から特別償却設備を新設し、又は増設するまでの期間を 1 年延長しようとするものである。

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

令和 4 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に認定整備計画の認定を受けた事業者についても適用する。

(根拠法令)

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第100号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 改正の要旨

次の地域集会所を無償で譲渡すること等に伴い、当該地域集会所を廃止しようとするものである。

- (1) 大多田会館
- (2) 鉄南コミュニティホーム
- (3) 横川集会所

2 施行期日

令和4年8月1日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第101号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

(健康福祉部国保年金課)

1 改正の要旨

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を次のとおり引き上げようとするものである。

区 分	現 行	改 正
基礎課税額	63万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	20万円

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。